

新型コロナワクチン接種の基本的な考え方と今後の進め方

R3.12.6 知事と市長会・町村会との意見交換会
(改定) R4.1.12 知事と市長会・町村会との意見交換会

新型コロナワクチンの接種については、国において必要なワクチン数の安定的な供給と適切な情報提供を前提として、以下のとおり市町村と県が連携して取り組むものとする。

追加（3回目）接種

（接種スケジュール）

1 追加接種については、接種が可能となる日（表1）から1か月以内の接種に努める。

さらに、前倒しの対象者については、次のとおり接種に努める。

(1) 医療従事者等（表1の①）

ウイルス曝露リスクの高い医療従事者等については、特に早期の接種を行う必要があることから、1月末までに接種が可能となる者は、当月末までの接種に努める。

(2) 高齢者施設等の入所者等（表1の②及び④）

集団感染や重症化のリスクが高い高齢者施設等の入所者及び従事者並びに長期入院患者が多い病院又は有床診療所の入院患者については、特に早期の接種を行う必要があることから、2月末までに接種が可能となる者は、当月末までの接種に努める。

(3) 一般の高齢者等（表1の③及び⑤）

重症化のリスクが高い高齢者等については、早期に接種を行う必要があることから、3月末までに接種が可能となる者は、当月末までの接種に努める。（豪雪地域のため、このスケジュールによりがたい場合であっても、可能な限り速やかな接種に努める。）

(表1)

| 対象者区分 | | 接種が可能となる日 (2回目接種日から起算) |
|---------|---------------------|---------------------------|
| 前倒しの対象者 | ①医療従事者等 | 6か月経過後 |
| | ②高齢者施設等の入所者及び従事者 | |
| | ③通所サービス事業所の利用者及び従事者 | |
| | ④病院及び有床診療所の入院患者 | |
| | ⑤一般の高齢者 | 7か月経過後 |
| ⑥上記以外の者 | | 8か月経過後 |

2 接種券の送付については、速やかな接種機会を確保する観点から、接種が可能となる日の前に行うよう努める。

3 接種の前倒しについては、高齢者のさらなる前倒しや、一般の方の前倒しに、確実に対応できるよう準備を進める。

(接種体制及びワクチンの配分)

4 ファイザー社製ワクチンに加え、武田/モデルナ社製ワクチンについても全市町村において単独又は連携により接種体制を構築する。

なお、国からのワクチンの供給は、ファイザー社製及び武田/モデルナ社製ワクチンが、初回に接種したワクチンの種類に関係なく供給されるため、県から市町村への配分は、国からのワクチンの種類の比率に応じて行うことを基本とする。

また、ワクチンの種類によらず、その時点で保有しているワクチンを活用して接種を行うが、特定のワクチンに希望者が偏り接種が遅れることのないよう、2月以降の前倒しの対象者には、武田/モデルナ社製ワクチンを優先して使用するものとする。

5 県は、市町村接種を補完するため、武田/モデルナ社製ワクチンを活用した県の接種会場を各圏域に設置し、1月は医療従事者等、2月は高齢者を主な対象とし、接種を行う。

3月以降は国のさらなる前倒しの動向を踏まえ、接種規模を拡大する。(初回接種の「早期接種対象職種」を優先するか検討)

接種回数については、「初回接種において県会場で接種した方」及び「追加接種を行う見込みのない職域接種団体の接種対象者」の接種数に加え、接種の前倒しに対応するため、さらに上乗せして接種を行う。

なお、県会場は休日を中心に開設するものとし、使用するワクチンは、1月は県保有のワクチン(武田/モデルナ社製)を、2月以降は市町村に配分されるワクチン(武田/モデルナ社製)の中から必要数を確保することとなるため、会場設置の有無、接種規模、接種対象者の確保等、圏域ごとに市町村と協議の上決定する。

6 県は、市町村負担の軽減のため、職域接種の積極的な実施を企業等に求めるとともに、必要に応じて医療従事者の派遣等の支援を行う。

なお、県職員向けの職域接種については、実施に向けて準備を進める。

7 県は、市町村の接種が円滑に遂行されるよう、ワクチンの配分、医療従事者の派遣や市町村間の様々な調整など必要な支援を行う。

(広報)

8 住民が安心して接種できるよう、追加接種及び交互相種の必要性、効果や副反応等について、正確な情報発信に取り組む。

初回(1・2回目)接種

(未接種者への接種促進)

1 未接種者に対しては、感染拡大防止及び重症化予防の観点から、より多くの方へ接種が進むよう取り組むものとし、新たに希望する方の接種機会を確保する。

特に、若い世代や接種に関する情報が届きにくい外国人等に対して、接種が促進されるよう取り組む。

(小児への接種について)

2 5歳以上11歳以下の小児への接種が、3月から開始される見込みであることから、国の方針等を踏まえ接種体制を構築する。

具体的な対応については、国の動向も踏まえ、市町村及び関係団体等と改めて協議する。

その他

1・2回目接種の優良事例・課題を反映させるなど、追加接種の実務的な協議・相談のため、市町村と県の担当者によるリモート会議等を定期的に実施する。

この「基本的な考え方と今後の進め方」については、今後の国の動向等を踏まえ、必要な見直しを随時行う。